

稚 内 市

(仮称) 生ごみ中間処理施設整備・運営事業

事業者選定基準

平成21年7月15日

稚 内 市

稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業 事業者選定基準

目 次

1. 事業者選定基準の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要	1
(1) 事業者選定の方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 審査体制	1
3. 資格審査	3
4. 提案審査	3
(1) 基礎審査	3
1) 入札価格の確認	3
2) 基礎的事項の確認	3
(2) 総合評価	4
1) 性能等の評価項目と配点	4
2) 性能等の評価項目の採点基準	4
3) 性能等の評価項目における評価の視点と配点	5
4) 入札価格の評価	9
5) 総合評価	10
5. 落札者の決定	11

1. 事業者選定基準の位置づけ

この事業者選定基準(以下「本基準」という。)は、稚内市(以下「市」という。)が「稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業」(以下「本事業」という。)を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、「稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設整備・運営事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において、最も優れた入札参加者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

なお、本基準で使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語の定義と同じものとする。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札とする。

本事業は、稚内市(仮称)生ごみ中間処理施設的设计・建設段階から運営・維持管理段階の各業務を長期間にわたり一括して民間事業者へ委託することにより、民間事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、生ごみ等を適正に中間処理するための効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を期待するものである。事業者の選定にあたっては、入札価格、設計・建設、運営・維持管理に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価し落札者を決定する。

(2) 審査の進め方

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。(図表1参照)

(3) 審査体制

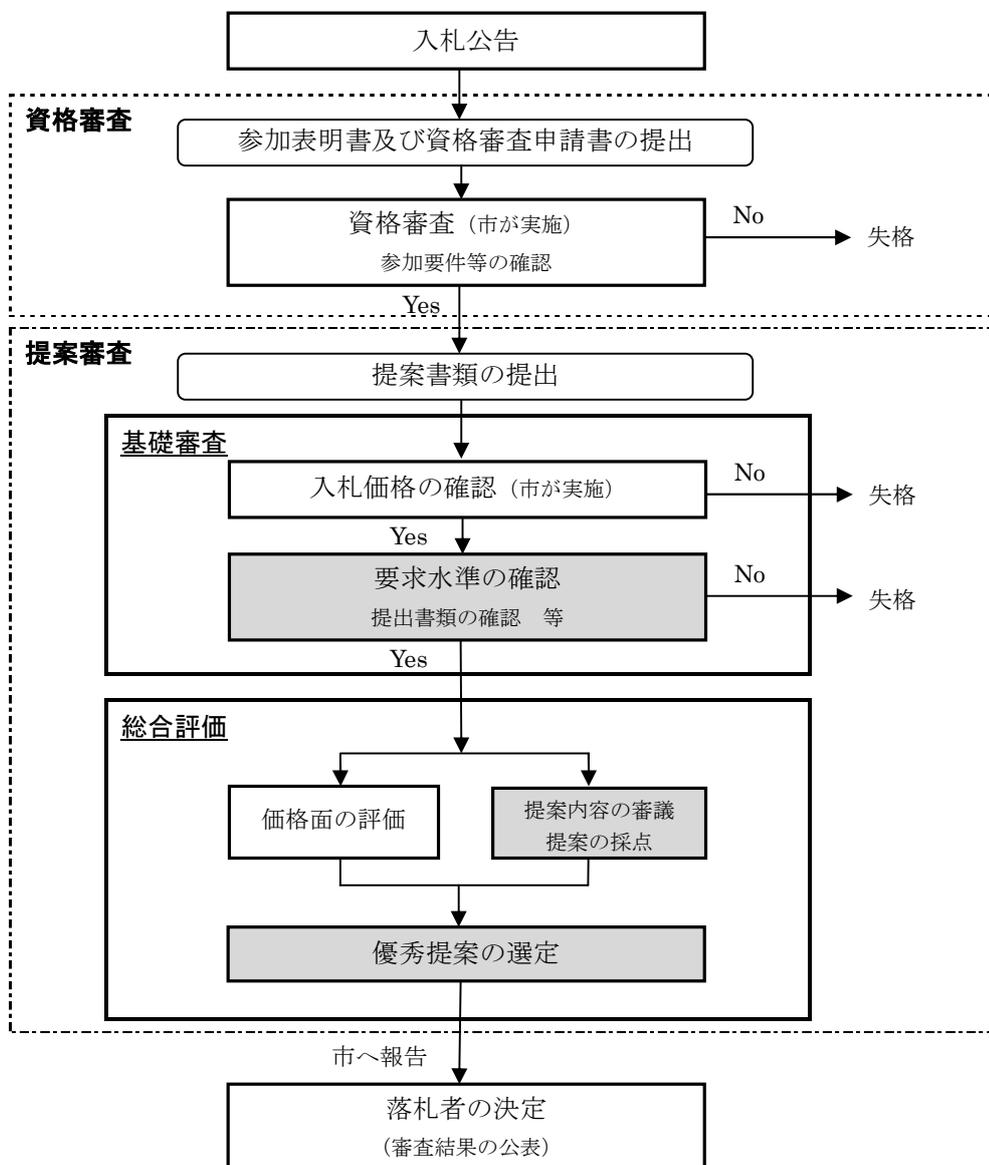
審査委員会は、入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。なお、市又は審査委員会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対してヒアリングを行うことがある。

市が設置した審査委員会は、以下の5名の委員により構成される。(敬称略)

- 委員長 古市 徹 (北海道大学大学院工学研究科教授)
- 委員 植田 和男 (日本PFI協会理事長)
- 委員 村井 公裕 (北海道産業廃棄物協会事務局長)
- 委員 遠藤 孝夫 (稚内北星学園大学情報メディア学部准教授)
- 委員 工藤 廣 (稚内市副市長)

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに審査委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

図表1 落札者決定までの流れ



3. 資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。このとき、市は審査委員会の委員から意見を聞くことができることとする。

資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。

なお、資格審査に係る参加要件及び資格等は、入札説明書の「5 (1) 応募者の参加資格要件」に示している。

4. 提案審査

(1) 基礎審査

本審査では、市及び審査委員会において、入札参加者の提案内容が次の基礎審査項目を充足していることを確認する。

1) 入札価格の確認

市は、入札書に書かれた金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

2) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的な事項について満足していることの確認を行う。

① 提出書類の確認

審査項目	審査内容
提出書類の確認	提出を求めている書類が全て揃っているか。また、指定した様式に必要事項が記載されているか。
提案内容の矛盾・齟齬	事業提案書全体において、同一事項に関する提案に矛盾あるいは齟齬がないか。

② 要求水準の確認

各入札参加者の本施設の設計・建設、運営・維持管理に係る提案内容が、市の要求水準及び性能に適合しているかの確認を「要求水準書」に基づいて行う。

③ 業務遂行に関する確認

審査項目	審査内容
特別目的会社の組成内容	建築物の建築にあたる者、又はプラントの建設にあたる者の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。構成員全てが出資しているか。出資者は構成員のみか。

審査項目	審査内容
資金調達	資金調達先（出資、借入）、調達額、調達条件（金利等）が明示されているか。また、プロジェクトファイナンスによる資金調達が前提となっているか。
融資確約書	融資機関の融資確約書が添付されているか。（添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。）
事業の安定性	借入金の返済能力があるか。（DSCR \geq 1.0以上）
保険	市の要求する保険の付保が予定されているか。
前提条件との整合性	事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合がとれた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金等の条件設定	税金、金利等の前提条件が正しく計算されているか。
計数の整合性	各提案書類の計数の整合性がとれているか。
事業収支計算	収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。
スケジュール	運転開始が守られかつ合理的な行程となっているか。

これら3つの基礎的な事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、すべての要件に適合していると確認された入札参加者は総合評価の対象とする。

(2) 総合評価

1) 性能等の評価項目と配点

本評価では、審査委員会において、各提案内容を(2) 3)に示す7つの評価項目（事業計画、環境・循環型社会への配慮、地域経済への貢献、施設計画、中間処理の性能、運営・維持管理計画、経営計画）により評価、採点する。なお、本評価の合計点は120点とする。

2) 性能等の評価項目の採点基準

入札価格を除いた性能等に関する評価では、各評価項目において、次に示す4段階により評価、採点することとする。

図表2 評価項目の採点基準

評価	評価内容	配点基準
A	特に優れている	配点 \times 1.00
B	優れている	配点 \times 0.75
C	やや優れている	配点 \times 0.50
D	要求水準を満たしている程度	配点 \times 0.25

3) 性能等の評価項目における評価の視点と配点

① 事業計画に関する評価(配点:14点)

評価項目	評価の視点	配点
事業実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施にあたっての基本的考え方 ・民間資金、ノウハウを活用することによる効果 ・事業組み立ての考え方 	7
採用技術の信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業における有効性 ・連続安定可動性 ・トラブル誘発箇所の対策及び安全性 ・メタンガス回収能力 	7
事業遂行上の獨創性	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード、ソフト両面における提案内容の獨創性 	

② 環境・循環型社会への配慮に関する評価(配点:22点)

評価項目	評価の視点	配点
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全（排ガス、排水、騒音、振動、悪臭等）対策の妥当性 ・周辺地域の環境への配慮 	2
地球環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減量 	4
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの活用方法の適切性 ・省資源、省エネルギーへの配慮 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他地球環境への配慮 	
市の施策への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・環境都市構築への協力に関する考え方（総合計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画 等） 	4
回収エネルギー等の活用	回収エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・回収ガスの活用方法 ・回収熱の活用方法 ・エネルギー回収効率 ・需要の安定性、確実性 	12
	副生成物の活用 <ul style="list-style-type: none"> ・脱水ろ液及び残渣の活用方法 ・需要の安定性 	
	余剰エネルギーの活用 <ul style="list-style-type: none"> ・余剰エネルギーの有効活用先及び活用量 ・附帯事業に関する考え方 	

③ 地域経済への貢献に関する評価(配点:12点)

評価項目	評価の視点	配点
建設時の地域貢献	・地元企業等の活用に関する考え方	6
管理運営時の地域貢献	・地元企業等の活用に関する考え方 ・雇用の確保に関する考え方	6

④ 施設計画に関する評価(配点:12点)

評価項目	評価の視点	配点
建築計画	・施設の平面、断面計画の妥当性 ・施設の構造計画の適切性 ・施設の防災計画の適切性 ・施設の寒冷地対策の適切性	4
施設配置・レイアウト	・配置計画の適切性 ・車両動線、作業動線、見学動線計画の適切性 ・構内道路、植栽、外柵等の周辺地域への配慮	3
景観	・周辺環境と調和したデザイン性	3
工事計画	・建設期間の適切性 ・工事管理（施工監理、公害防止対策、周辺地域への配慮等）の適切性	2

⑤ 中間処理の性能に関する評価(配点:24点)

評価項目	評価の視点	配点
処理システム	・処理システムの安定性 ・処理システムの簡略性 ・処理システムの制御性（自動化、操作性）	5
施設の安全性	・設備、機器等の安全対策 ・装置、機器類配置の適切性 ・防災施設設置の適切性	4
処理対象物の量変動への対応	・軽負荷運転及び高負荷運転への対応の考え方 ・処理対象物の量の変動への対応の適切性	4
処理対象物の質変化への対応	・計画ごみ質の考え方 ・各ごみ質における処理能力の考え方 ・処理対象物の質変化に対する反応性 ・処理対象物の質の変化への対応の適切性	4

評価項目	評価の視点	配点
処理対象物供給条件	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物（生ごみ）、水産廃棄物の受入（貯留方法）、前処理（破砕、選別等）の適切性 ・下水道汚泥の受入（貯留方法）、前処理（脱水等）の適切性 	4
用役量の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道等使用量の妥当性 ・薬品、副資材等使用料の妥当性 	3

⑥ 運営・維持管理計画に関する評価(配点:24点)

評価項目	評価の視点	配点
運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・人員、人材配置の適切性 ・運営計画（S P C マネジメント等）の適切性 	4
運転管理	<ul style="list-style-type: none"> ・運転の安定性（安定稼働のための工夫） ・運転の柔軟性 ・モニタリングへの協力に対する考え方 	4
安全・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・運営、維持管理における安全性 ・運営、維持管理における衛生性 	4
緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・停電時の対策及びその適切性 ・地震時の対策及びその適切性 ・火災、ガス漏れ等の事故発生時の対策及びその適切性 ・その他、緊急時の対策及びその適切性 	4
点検・整備・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、補修計画の適切性 ・補修の簡易性 ・機器更新に関する考え方 ・点検計画の適切性 ・法定検査計画の適切性 	4
地域社会への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者対応方法の適切性 ・周辺住民への配慮 ・情報公開の方針及び具体的方策 	4

⑦ 経営計画に関する評価(配点:12点)

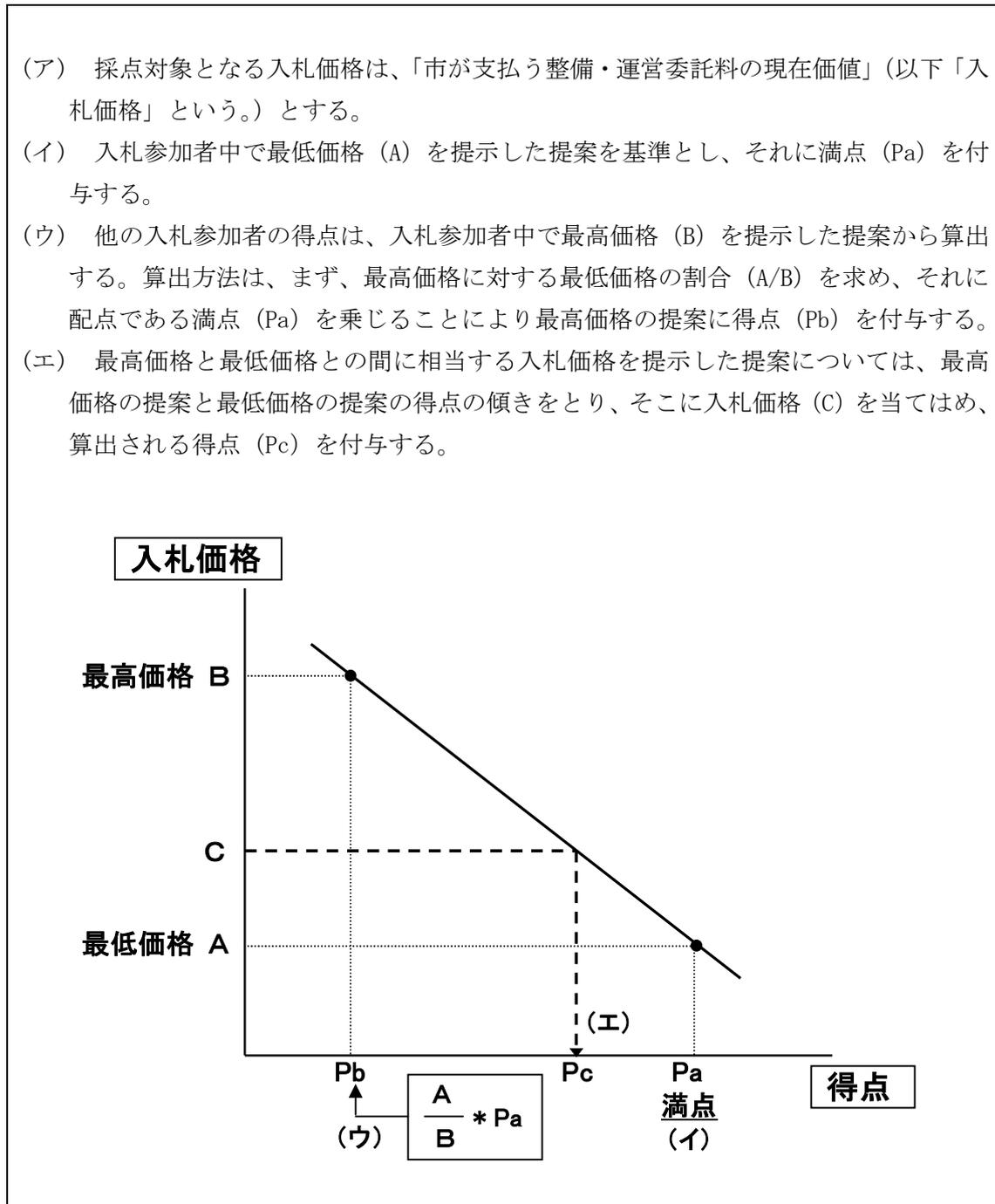
評価項目	評価の視点	配点
収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費及び運営維持管理費の妥当性 ・事業収支計画の適切性 ・余剰積立金の考え方 ・返済計画の安定性 (DSCR、LLCR) 	5
資金調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・資金調達方法の適切性 (出資、借入、調達先、調達条件等) ・資金調達の確実性 	4
リスク対応の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク顕在時の対応策 (保険の付保等) ・事業破綻回避の考え方 ・SPC又は出資者の破綻時の対処方法 	3

4) 入札価格の評価

入札参加者の入札価格について、以下の考え方に基づいて得点化を行う。なお、満点は80点とする。

[考え方]

- (ア) 採点対象となる入札価格は、「市が支払う整備・運営委託料の現在価値」(以下「入札価格」という。)とする。
- (イ) 入札参加者中で最低価格 (A) を提示した提案を基準とし、それに満点 (Pa) を付与する。
- (ウ) 他の入札参加者の得点は、入札参加者中で最高価格 (B) を提示した提案から算出する。算出方法は、まず、最高価格に対する最低価格の割合 (A/B) を求め、それに配点である満点 (Pa) を乗じることにより最高価格の提案に得点 (Pb) を付与する。
- (エ) 最高価格と最低価格との間に相当する入札価格を提示した提案については、最高価格の提案と最低価格の提案の得点の傾きをとり、そこに入札価格 (C) を当てはめ、算出される得点 (Pc) を付与する。



5) 総合評価

性能等の評価に関する点数と入札価格の評価による点数を合計して総合評価する。なお、それぞれの配点を合計し、総合評価は200点満点となる。

図表3 性能等の評価項目

評価項目		配点	合計
1 事業コンセプト等に係る提案事項			
①事業計画	事業実施方針	7	14
	採用技術の信頼性	7	
	業務遂行上の独創性		
②環境・循環型社会への配慮	環境保全対策	2	22
	地球環境への配慮	4	
	市の施策への協力	4	
	回収エネルギー等の活用	12	
③地域経済への貢献	建設時の地域貢献	6	12
	管理運営時の地域貢献	6	
小計			48
2 整備・運営に係る提案事項			
④施設計画	建築計画	4	12
	建設配置・レイアウト	3	
	景観	3	
	工事計画	2	
⑤中間処理の性能	処理システム	5	24
	施設の安全性	4	
	処理対象物量変動への対応	4	
	処理対象物の質変化への対応	4	
	処理対象物供給条件	4	
	用役量の妥当性	3	
⑥運営・維持管理計画	運営体制	4	24
	運転管理	4	
	安全・衛生	4	
	応急時の対応	4	
	点検・整備・補修	4	
	地域社会への配慮	4	
小計			60
3 経営等に係る提案事項			
⑦経営計画	収支計画	5	12
	資金調達計画	4	
	リスク対応の適切性	3	
小計			12
性能等の評価の小計 (α)			120
入札価格の評価 (β)			80
合計 (α + β)			200

5. 落札者の決定

審査委員会は、入札参加者の提案内容に対して、性能等に関する各評価項目について採点した得点と、入札価格を得点化したしたものを合計し、その合計が最も高い提案を行ったものを最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。ただし、総合評価による得点の最も高いものが同点で複数ある場合には、くじ引きにより最優秀提案者を選定する。

市は、審査委員会による審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定時から事業契約締結までに、市との契約に関して次の事由に該当した場合は失格とする。

- ① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除勧告を受けたとき、又は排除勧告を受けることなく課徴金納付命令をうけたとき、若しくは同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- ② 贈賄・談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ただし、代表企業以外の構成員又は協力会社が上記の事由に該当した場合に限り、直ちに失格とはせず、本市との協議の上、当該構成員又は協力会社の変更を認めることとする。